

# 令和3年度税制改正大綱

## 1 法人税関係の大きな改正項目は次の通りです。

- ① 現行法では、企業買収を行った場合、その買収を行うために取得した株式の取得価額は有価証券として資産計上となっており、それに要した支出は一切経費では落ちません。この度の改正案では、その取得価額の70%までを中小企業事業再編投資損失準備金として引当金計上でき、経費で落とせるようになります。その準備金に計上した金額は翌年度から4年を経過した事業年度まで計上し、以後、5年間で5分の1ずつ取り崩すこととなります。

かなり、M&Aによる節税効果が大きくなります。

昨今、ホールディングスを創ることを金融関係が積極的に進めていますが、ホールディングスはそのままでは大した利益の上げられる会社ではありませんから、その会社で買取すると大赤字になるだけとなります。もともと、ホールディングスは資産管理会社ですので事業承継税制の対象にもなりません。この改正により、ホールディングスは、相続税、贈与税の節税の対象にもならず、さらに法人税の節税の対象にもならないこととなります。

ただ、グループ通算課税制度が令和4年4月1日以後開始の事業年度から導入されます。100%支配関係であればこの制度が使えますので、持ち株会社の赤字は子会社の黒字と通算できることとなります。

なお、この特例を受けるには、経営力向上計画の認定を受けることが要件となります。しかし、機械及び装置を購入するのと違って、「縁」というものが必要となる企業買収、どのように計画に記載するのかが詳細を待つこととなります。

- ② いわゆる所得拡大税制、現在は、(1) 従業員さんの給与総額が前年度の給与総額より増え、さらに(2) 当年度と前年度とまるまる通年で雇用された従業員さんの給与総額が前年度とより増えていることが要件となっていますが、改正後は、(1)の要件のみとなり(2)の要件がなくなります。コロナウイルス禍のなか、昇給より、雇用維持、雇用拡大に重点を置いた政策となるわけです。

ただ、現行法は雇用調整給付金を控除した後の給与総額の増加額が税額控除の対象となりますが、改正後は雇用調整給付金控除前で増加額が税額控除の対象となります。

特例が使えたはずの一年分が使えなくなるということが生じます。

経営力向上計画は、設備の特別償却、税額控除のみならず、所得拡大税制の割増があり、そして今回のM&A税制が入ってきました。難しい申請ではありませんから、経営力向上計画の認定を受けることをお勧めします。

- ③ いわゆる中小企業投資促進税制(中小企業の機械等の特別償却等)の対象に、(1) 不動産業、(2) 物品賃貸業、(3) 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等が追加されます。(3)については生活衛生同業組合の組合員に限ります。生活衛生同業組合は組合員増強のチャンスです。

## 2 電子帳簿保存法の大改正

電子帳簿保存法、今までは、紙による帳簿保存が大原則で、電子帳簿、つまりコンピューター内でデータ保存して必要の都度、打ち出すというやり方は、様々な要件をクリアし、国税

庁の承認が必要でした。そのため、私どもでは電子帳簿保存の承認申請をしたところ是一件もありませんし、無料相談で電子帳簿保存法の相談を受けた時も、知らない、とあっさり答えました。

でも、今後は、大幅に要件を緩和し、**電子帳簿保存を積極的に推進する方向に舵を切ったと思われ**ます。

電子帳簿保存のポイントは次の通りです。

- ① 前年度の改正で青色申告の特別控除は、65万円控除から55万円控除に引き下げられました。しかしながら、電子申告をするか電子帳簿保存をすれば、従前どおり65万円控除ができるとされました。私どもは100%電子申告ですから、電子帳簿保存をしなくても65万円控除が適用されますので、先ほどの無料相談で「分からない」と答えた所以です。
- ② 税務調査で修正事項が出た場合、それに課せられる過少申告加算税10%から15%が、5%から10%に引き下げられます。
- ③ 電子帳簿保存は、市販の会計ソフトのように、仕様がわかること、訂正加除履歴が残ることが要件です。ですからエクセルでの帳面は、×となります。
- ④ スキャナー保存は、少し分かりにくいです。今後の詳細な説明が待たれます。スキャナー保存で仮装隠ぺいがあった場合の重加算税は、通常35%から40%が45%から50%になります。

### 3 その他の改正

- ① 住宅ローン控除の特例（消費税が10%に増税されることによる駆け込み需要を避けるための特別措置）が適用される居住の用に供される期間が令和2年12月31日で期限となるところ、令和4年12月31日まで延長されました。  
また、合計所得金額が1,000万円以下の年に限り、床面積50㎡以上の要件が40㎡以上でもOKとなります。
- ② 住宅取得等資金の贈与も同様の趣旨の改正が行われます。
- ③ 退職所得について、役員の場合、勤続年数が5年以下のものは退職所得控除後の金額を2分の1する措置がなくなっていますが、今回の改正で、役員でなくても、勤続年数が5年以下で退職所得控除後の金額が300万円を超えた部分については、2分の1をしないこととなります。

- 1 消費税のインボイス制度のための登録が今年、令和3年10月からいよいよ開始されます。コロナウイルスでそれどころではないという状態での大制度転換の船出です。
- 2 安倍政権下での税制改正はただただ複雑化の一本道でした。それで公平になればよいのですが、矛盾は拡大するばかりの感がありました。デジタル化の推進も叫ばれていますが、それで簡単合理化というよりは、手書きではできない、コンピューターでしかできないという複雑化、もうルーペで見ても字がみえないほどの細かさです。とどめは今回の年調でしたね。このスタンスがコロナウイルス対策にも表れているように思います。机の上で、お上の都合で作成され、メール一本で、日本中がそれで動くと思っています。

★ 税制改正大綱です。世の中の情勢によりこの通り改正されるとは限りません。

(記 水野雄二)